

◆ 税

課税課 市民税担当 TEL：054-626-2149・ 償却資産・諸税担当 TEL：054-626-1142

納税促進課 TEL：054-626-2148

外国人登録の手続きを終えた後、日本滞在期間の収入に応じた税を支払うことが義務付けられています。支払わなければならない税には2種類あり、所得税と、市県民税です。

1 税の支払い方

	所得税	市県民税
(A) 被雇用者 A	給料から天引き	給料から天引き
(B) 被雇用者 B	給料から天引き	直接支払
(C) 自営業者	申告納税	直接支払

(A) 被雇用者 A

所得税と市県民税は、月々の給料より天引きされます。

(B) 被雇用者 B

所得税は、月々の給料より天引きされます。市県民税に関しては、納付書のとおり、銀行または郵便局にて支払わなければなりません。

(C) 自営業者

前年の所得税を確定するために、毎年2月16日～3月15日の間に確定申告書を提出します。また、納付書のとおり、銀行または郵便局で市県民税を支払わなければなりません。

【市税支払いの相談】

納税促進課 TEL：054-626-2148

2 軽自動車税 軽自動車とオートバイ 課税課 償却資産・諸税担当 TEL：054-626-1142

排気量660cc以下の自動車またはオートバイを所有している方は、軽自動車税を支払わなければなりません。

3 自動車税 排気量660cc超 藤枝財務事務所 自動車税班 TEL：054-644-9122

自動車を所有している方は、自動車税のほか、取得税や重量税などとそれに関する年間自動車税を支払わなければなりません。

4 消費税 藤枝税務署 TEL：054-641-0680

物品を購入するとき、またはサービスを受けるときに、消費税（5%）を支払わなければなりません。